

平成28年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

(H28.3.22修正)

算定する加算の有無に関わらず、すべての事業所について、みだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は除きます。

1 提出期限

平成28年4月15日(金)【期限当日の消印有効】

・平成28年5月1日適用の加算届も、4月15日(金)が締切になっております。

・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。

・○印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。

・加算以外の変更届については、第4号様式を作成の上提出すること。

2 提出先

〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

・様式は改正されているものがありますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。

・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。

なお、多機能型事業所、短期入所事業所(併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型)及び障害者支援施設(施設入所支援と日中活動系サービス)については、1枚の届出書(第5号様式)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

相談支援事業所で新たに特定事業所加算を算定する場合には提出が必要(加算を届け出ない場合は提出不要)

サービス種別	居宅・在宅行動支援・重度同訪問介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	(共同)生活援助(共同生活援助)	(共同)生活援助(外部サービス利用型)	施設入所支援	相談支援(計画相談)
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべて「あり」に○をつけること	◎(その1)	◎(その2)	◎(その3)	◎(その4)	◎(その4)	◎(その7)	◎(その7)	◎(その7)	◎(その8)	◎(その9)	◎(その9)	◎(その5)	◎(その5)	◎(その6)	△(その10)
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※平成28年4月の勤務予定で作成すること	◎(別紙2-1)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	△(別紙2-2)
組織体制図(参考様式15)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
最新の運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
平均利用者数算定シート(別紙33)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎(その2)も添付	◎	◎	
特定事業所加算に関する届出書(別紙3-1~3-4)	○←	計算シートも添付要													
人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)		○													
人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)			○												
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙10)			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
重度障害者支援加算に関する届出書(別紙12,12-2)														○	
夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)														○	
共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況(別紙15)												◎	◎		
夜間支援等体制加算(共同生活援助)に関する届出書(別紙16)												◎	◎		
通勤者生活支援加算に関する届出書(別紙19)								○				○	○		
地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙22)								○							
夜間支援等体制加算(宿泊型自立訓練)に関する届出書(別紙23)								○							
就労定着支援体制加算に関する届出書(別紙25)									○						
移行準備支援体制加算(I)に関する届出書(別紙26)									○						
就労移行支援体制加算に関する届出書(別紙27)										○	○				
重度者支援体制加算に関する届出書(別紙28)												◎	◎		
目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙29)												○			
目標工賃達成加算に関する届出書(別紙30)												○			
平均障害支援区分の算出(別紙31)			◎												
別紙6~9、11、14、17、20、21、24、32、34~36、38、39	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△(注)	△	△	△	△	△
重度障害者支援加算に関する届出書(別紙37) 【平成27年度に経過措置で届出した場合は提出要】												△	△		

◎・・・届出が必要な書類 △・・・①新規の算定又は変更する場合には必要

○・・・当該加算を算定している(する)場合は必要

②平成27年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

(注)就労移行支援事業所において、就労支援関係研修修了加算を算定している事業所が平成28年度について就労定着支援体制加算を算定しなくなる場合は、様式第5号及び別紙1により就労支援関係研修修了加算の終了を届け出てください。